令和6年度4月版

敦賀市への定住を支援します！

「新たに敦賀で暮らそう」「両親が住む敦賀で一緒に暮らそう」と移住・定住を考えている方、住宅を取得・リフォームしようと考えている子育て世帯の方、ぜひご活用ください。

新婚・子育て世帯と移住者への住まい支援事業

空き家の購入や、購入・賃借した、空き家のリフォーム、多世帯同居リフォームまたは旧耐震住宅を建替えするための費用に対して補助します。

補助区分	補 助 対 象 者	補 助 金 額
空き家購入	「空き家」を購入する新婚*1・子育て世帯*2または移住者*3新たに多世帯で同居*4または近居*5をする方	購入金額（土地代除く）の3分の1 居住誘導区域内：最大120万円*8 居住誘導区域外：最大60万円*8
	上記の要件を満たし、子ども3人以上の世帯の方	居住誘導区域内に限り、上記の金額に30万円加算*9
空き家リフォーム	（1） 購入または賃借した「空き家」をリフォームする新婚*1・子育て世帯*2、移住者*3、新たに多世帯で同居*4または近居*5をする方 （2） 空き家のリフォームを行い賃貸する所有者の方	対象工事費の3分の1 居住誘導区域内：最大60万円 居住誘導区域外：最大30万円
	上記（1）の要件を満たし、子ども3人以上の世帯の方	居住誘導区域内に限り、上記の金額に30万円加算*9
多世帯同居リフォーム	居住されている住宅をリフォームし、新たに多世帯同居*4する方	対象工事の3分の1 最大60万円
旧耐震住宅の建替え（除却）	居住誘導区域内の「旧耐震住宅*6」を建替え*7する際に住宅を除却する新婚*1・子育て世帯*2または移住者*3の方	対象除却費の3分の1 最大30万円

*1 婚姻届を提出し、受理されてから概ね3年を経過しない夫婦からなる世帯、パートナーシップ宣誓書受領証の交付された日から概ね3年を経過しない2人からなる世帯
*2 18歳までの未就労者と同居している世帯（子ども3人以上世帯含む）
*3 次の①から③のいずれかに該当する方
①現在、県内に住所を有していない方
②県内に住所を有して2年以内の方
③県外から県内の大学などに進学し、県内の企業に就職した場合で、卒業後2年以内の方
*4 直系親族の複数の世帯によって同居することをいい、新たに対象住宅に居住する方が転居して住民票異動していただく必要があります。
*5 親世帯と子育て世帯が、同一小学校区内または概ね2km圏内に別に居住することをいいます。
*6 昭和56年5月以前に着工された一戸建て住宅
*7 すでに建築されている住宅を除却し、当該敷地に自ら居住するために所有する一戸建て住宅を建築することをいいます。
*8 空き家購入の拡充要件として安心R住宅に登録されている物件を購入するものに限ります。
*9 子ども3人以上の世帯の方の30万円加算は「購入」と「リフォーム」のどちらか一方となります。

※「空き家」は敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録されている一戸建て住宅に限ります。（新たに多世帯近居する場合及び旧耐震住宅の建替えの場合を除きます。）
※購入または賃借する空き家に10年以上居住される方に限ります。（空き家の所有者によるリフォームの場合は除きます。）

注）
※「リフォーム」、「建替え（除却）」は交付決定の前に着工したもの、「購入」は申込みの前に購入したものは対象となりません。
※その他詳しい条件については、市ホームページ（http://www.city.tsuruga.lg.jp/）をご覧になるか、下記までお問い合わせください。

◎補助金を利用される子育て世帯が一定の要件を満たした場合、住宅金融支援機構の【フラット35】地域連携型を利用でき、一定期間金利の引き下げを受けられます。

【問い合わせ先】　敦賀市建設部住宅政策課　住宅政策係　電話番号：0770－22－8141